

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年6月14日 10時30分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉2区I-14錨地 千葉港市原防波堤灯台から真方位067°1,380m付近 （概位 北緯35°33.7′ 東経140°05.0′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{えいけい} 英華丸は錨泊中、プレジャーボートステラは南西進中、衝突した。 英華丸は、左舷中央部外板に擦過傷を生じ、また、ステラは、船首部に破口を伴う圧壊を生じた。
事故調査の経過	令和2年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ケミカルタンカー 英華丸、498トン 140419、栄福海運株式会社、 ^{こっか} 国華産業株式会社（運航者） 60.24m (Lr) × 10.00m × 4.50m、鋼 ディーゼル機関、1,030kW、平成18年10月 B プレジャーボート ステラ、2.0トン 232-13591千葉、個人所有 6.27m (Lr) × 2.35m × 1.01m、FRP ガソリン機関、84.5kW、昭和62年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 二級海技士（航海） 免許年月日 昭和62年3月26日 免状交付年月日 平成29年1月11日 免状有効期間満了日 令和4年3月25日 B 船長B 男性 56歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年4月18日 免許証交付日 平成29年4月18日 （令和4年4月17日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷3人（船長、同乗者2人）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に破口を伴う圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか6人が乗り組み、メタノール950トン積み、令和2年6月13日11時40分ごろ、バース待ちのため、千葉港千葉2区I-14錨地に錨泊した。</p> <p>船長Aは、昼まで海上が平穏で視界が良好であったので、船橋に停泊当直者を常時配置せず、4時間毎の船内点検等にあわせて見張りを行わせた。</p> <p>船長Aは、14日11時30分ごろ、船橋に上がった際、上甲板上で二等航海士が、本船の左舷至近に船首が損傷した状態で漂泊していたB船の船長Bと話をしているのを認め、その後、同航海士から衝突の報告を受けた。</p> <p>船長Bは、令和2年6月14日05時30分ごろ、知人3人を乗せて、魚釣りの目的のため、千葉県市原市五井沖の釣場に向けて同縣市川市所在のマリーナを発した。</p> <p>船長Bは、千葉2区において、前路約400mに船首を南方に向けて錨泊中のA船を認めたので、その船首から約100m離して南西方に向首するよう左手で操舵し、右手で魚群探知機を操作して白キスの魚群を探しながら、約7ノット（kn）の対地速力で航行した。</p> <p>船長Bは、船尾側にいた同乗者の誰かが見張りを行っているものと思い、魚群探知機で魚群を確認することに注意を向けて航行を続け、視線を前路に戻したとき、前路約5mにA船を認めた。</p> <p>船長Bは、直ちに主機を後進としたものの、過負荷により機関が停止して減速しないまま、10時30分ごろ、A船の左舷中央部に衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者に118番通報させ、自力航行で発航したマリーナへ帰港した。</p> <p>A船は左舷船首部外板に擦過傷、B船は船首部に破口を伴う圧壊を生じ、船長Bほか同乗者2人が軽傷を負った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、衝突時、船橋が無人で誰も衝突に気付かなかった。</p> <p>B船は、操舵室右舷側に操縦席と舵輪が、舵輪の前にGPS兼魚群探知機が、魚群探知機のすぐ上に窓があり、前路の視界を遮るものは何もなかった。</p> <p>船長Bは、魚群探査に注意を向けていたので、A船に向首進行していたことに気付かなかったと事故後に思った。</p>
分析	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、千葉港千葉2区において、錨泊中、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、千葉港千葉2区において、南西進中、船長Bが、魚群探査に注意を向けて航行していたことから、A船に向首進行していることに気付かず、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、同乗者3人のうち誰かが前路の見張りを行っているものと思っていたことから、魚群探査に注意を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、千葉港千葉2区において、A船が錨泊中、B船が南西進中、船長Bが、魚群探査に注意を向けて航行していたため、A船に向かっていていることに気付かず、衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、特定のことに注意を向けず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

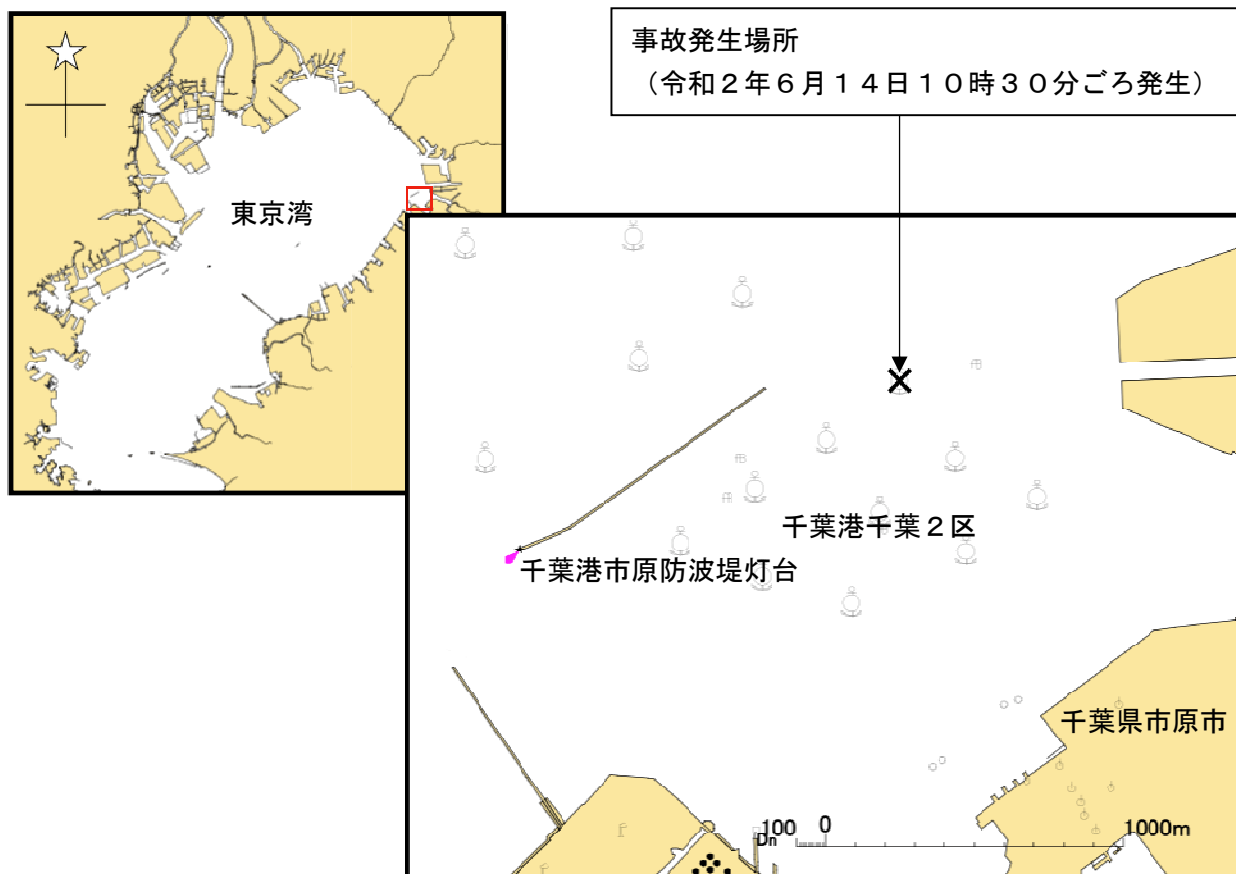


写真1 B船の損傷状況

